

亀岡商工会議所

新・商工会館(仮称)整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

亀岡商工会議所の活動拠点整備を目的として、「新・商工会館（仮称）」整備事業の実施にあたり、企画提案書並びに業務委託料の見積書を徴し、その内容及び能力等を総合的に審査し最も適格と判断される設計業者を選定するための必要な事項を定める。

2 設計業務の概要

(1) 業務名

亀岡商工会議所 新・商工会館（仮称）設計業務

(2) 立地・規模等

① 建設予定地（履行場所）

亀岡市追分町下島 40 番地 1

敷地面積 約 790 m²

(3) 業務内容

新・商工会館（仮称）の基本構想・基本設計

※ 想定している業務内容は、別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで（予定）

3 受託者の選定方法

定められた期限内に提出意思確認書により参加の意思表示をした者から企画提案書を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断された者を契約の相手方として契約するものである。

4 参加資格条件

本企画提案に参加を希望する者は、次のすべてを満たしていること。

- (1) 京都府内に本社（店）もしくは支社（店）が存在し、現に設計業務等を営んでいること。（当会議所の会員であるかは問わないが、会員にあっては、会費に滞納がないこと。）
- (2) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 参加者若しくは参加者の役員等(役員として登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)関係者でないこと。又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与していないこと。
- (5) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていないこと。
- (6) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (7) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者でないこと。

5 問合わせ先

亀岡商工会議所 新・商工会館建設検討特別委員会

【事務局】 亀岡商工会議所

〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1-1

電話 (0771) 22-0053

FAX (0771) 25-1200

Email : info@kameokacci.or.jp 《担 当 : 岸・吉岡・平田》

6 スケジュール

No.	項 目	期 日 又 は 期 限
1	公募開始日	令和4年8月1日(月)
2	現地説明会 (希望があれば)	令和4年8月9日(火) 午後1時30分～3時(予定)
3	質問書の提出期限	令和4年8月19日(金)午後5時
4	質問書の回答	令和4年8月25日(木)(予定)
5	企画提案書提出意思確認書提出期間	令和4年8月26日(金)～ 8月31日(水)午後5時(予定)

6	企画提案書等提出期間	令和4年10月3日(月)～ 10月11日(火)午後5時(予定)
7	プレゼンテーション実施(未定)	令和4年10月20日(木)(予定)
8	選定結果の通知	令和4年10月31日(月)(予定)

7 応募書類等の配布等

- (1) 窓口で配布
5の問い合わせ先、亀岡商工会議所で配布する。
配布期日 令和4年8月1日(月)から
- (2) 亀岡商工会議所ホームページからダウンロード

8 現地説明会の開催

現地説明会に参加を希望する場合は、前日の午後5時までに5の問い合わせ先に事前連絡すること。なお、気象警報等により開催を中止する場合は、当日の午前10時に決定するので電話等で確認をすること。

9 資料提出等に関する質問の受付

- ① 提出期限
令和4年8月19日(金) 午後5時
※ 受付時間は、平日の午前9時～正午、午後1時～5時まで
- ② 提出方法
電話連絡の上、FAXまたは電子メールによること。
- ③ 提出書類
質問書(様式第2号)
- ④ 提出先
5の問い合わせ先 亀岡商工会議所に提出すること。
- ⑤ 回答日
令和4年8月25日(木)(予定)
- ⑥ 回答方法
原則、ホームページに掲載する。なお、口頭による個別対応はしない。

10 提出書類

- (1) 参加申込に関する書類
- ① 提出意思確認書(様式第1号)
- ② 誓約書(暴力団等に関係がないことの誓約)(別記様式)
- ③ 会社概要(様式第3号)

- ④ 業務の実施体制調書（様式第4号）
- ⑤ 類似業務等における概ね過去5年間の実績（様式第5号）
- (2) 企画提案書等（企画提案書の内容については、別添の計画と条件による）
 - ① 企画提案書（様式第6号）
 - ② 受注しようとする見積書（任意の様式）
 - ③ その他、提案者が必要と見込んだもの。

1.1 応募方法等

- (1) 参加の申込み
 - ① 提出書類等
10(1)に記載の関係書類を提出すること。
 - ② 提出先
5の問い合わせ先、亀岡商工会議所に提出すること。
 - ③ 提出期間
令和4年8月26日（金）～ 8月31日（水）午後5時まで
 - ④ 提出方法
5の問い合わせ先、亀岡商工会議所に持参するか、又は郵送（書留又は簡易書留に限る）によること。郵送の場合は、③の提出期間内に必着とする。
- (2) 企画提案書等の提出
 - ① 提出書類
10(2)に記載の関係書類を提出すること。
 - ② 提出先
5の問い合わせ先、亀岡商工会議所に提出すること。
 - ③ 提出期間
令和4年10月3日（水）～ 10月11日（火）まで
※ 受付時間は、平日の午前9時～正午、午後1時～5時まで
 - ④ 提出方法
5の問い合わせ先、亀岡商工会議所に持参するか、又は郵送（書留又は簡易書留に限る）によること。郵送の場合は、③の提出期間内に必着とする。

1.2 企画提案書の審査

- (1) 審査方法
 - ・ 提出書類を、亀岡商工会議所 新・商工会館建設検討特別委員会及び同委員会の選定委員会において審査し、最も優秀であると認められた1者を選定する。
 - ・ 審査を行う上で、選定委員会から提案者に対してヒアリング等が必要となつ

た場合は、提出資料の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、日時等詳細については別途連絡する。

- ・ 審査内容及び結果について、異議は認められない。

(2) 審査内容

- ・ 審査内容は、技術力要件及び企画提案要件について審査する。
- ・ 提案者が、新・商工会館の建設にあたり、基本コンセプト(末尾に記載)の具現化及び敷地周辺の環境を如何に建設計画に反映しているかを中心に、企画提案書に基づいて審査する。(別途、企画提案書作成のための与条件6の提案に盛り込むテーマ①～⑤に対する評価)

評価項目	配点	評価の視点
テーマ①への提案について	20	敷地の立地特性を把握し、自然環境を計画に活かしているか
テーマ②への提案について	20	周辺施設と連動した施設計画となっているか
テーマ③への提案について	20	立地条件の気候・風土をとらえ、具体的なライフサイクルコスト及び環境負荷の低減が図れる計画であるか
テーマ④への提案について	15	プロジェクトへの意気込みや、商工会議所への応援の思いが感じられるか
テーマ⑤への提案について	15	施設の特徴的なポイントがアピールできているか
施設計画について	10	斬新かつ合理的な計画となっているか
評価点	100	

(3) プレゼンテーションの実施

- ① 令和4年10月20日(木)(予定)にプレゼンテーションによる審査会を行う。日時等詳細については、別途通知する。
- ② プレゼンテーションのタイムスケジュールは次のとおりとする。

提案者によるプレゼンテーション	30分以内
質疑応答	15分以内
- ③ 説明は、提出された企画提案書等に沿って行うこととし、資料等の追加は認めない。
- ④ その他

パソコン等を使用する場合は、持参のこと。説明者は3名までとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、採否にかかわらず令和4年10月31日(月)(予定)に文書で通知する。

- (5) 優先交渉権の決定
各選定委員の評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として決定する。また、次点者についても決定する。
- (6) その他
審査内容及び結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

1 3 契約の締結

- (1) 契約者の決定
1 2 で選定した優先交渉権者と協議し、速やかに契約手続きを進めるものとする。なお、優先交渉権者が応募資格を満たさないと判断した場合、又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点者と交渉するものとする。
- (2) 契約金額
契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

1 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に要するすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類及び図面等は、返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本事業以外の用に供しない。
- (5) 事業者決定後、本業務に関する詳細見積の提出を求め、実行委員会の確認後、正式な契約となる。

※ 基本コンセプト

- 1 まちの賑わいの創出
サンガスタジアム by 京セラや亀岡駅北地区土地区画整理事業などと連動し、JR 亀岡駅を中心とした新たなまちの創出に「地域総合経済団体」として参画する。
- 2 地域商工業振興の拠点
地元商工業等産業ビジネスの拠点として、会員をはじめ地域事業者の有益なビジネスチャンスを創出、提供する。
- 3 観光振興の拠点
亀岡観光の振興に商工会議所の立場で貢献できる拠点とする。
- 4 情報発信の拠点
会員及び来訪者に対し、時機を得た的確な情報を発信する拠点とする。
- 5 市民交流の拠点
会員はもとより、多くの人々が気軽に集える市民の交流活動の拠点とする。